

# 適性試験合格基準

【平成29年3月12日～】

項目別 免許種別		視 力			色彩識別 能 力	深視力	聴 力	運動能力
		一 眼	両 眼	視 野				
第二種免許	大型	0.5以上	0.8以上	/	1 赤色、青色及び黄色の識別ができること  2 次のいずれかに該当する者は行わない  ・ 受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者	1 三桿法の奥行き知覚検査器により、2.5メートルの距離で3回検査し、平均誤差が2センチメートル以下であること  2 矯正視力の場合には矯正視力の状態で測定する	1 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大特免許、けん引免許、第二種免許及び仮免許にあっては、両耳の聴力(補聴器使用を含む)が、10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるものであること  2 1に定めるもののほか、準中型免許、普通免許、準中型仮免許及び普通仮免許にあっては、両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえないが、特定後写鏡を使用することにより、当該自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること	1 体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの及び四肢の全部を失つたもの又は四肢の用を全廃したもの  2 1に定めるもののほか、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第91条の規程による条件を付すことにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること
	中型							
第一種免許	準中型	0.3以上	0.7以上	/	・ 特定失効者及び特定取消処分者である者  ・ 失効後6月を超えて1年以内に仮免許を受けようとする者	/	2 1に定めるもののほか、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第91条の規程による条件を付すことにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること	
	大型							
	中型(8t限定)							
	普通							
仮免許	大自二	0.3未満の者は、他眼の視力が0.7以上	0.7以上	/		/		
	普自二							
仮免許	大型特殊	0.3未満の者は、他眼の視力が0.7以上	0.7以上	/		/		
	中型(8t限定)							
原付	小型特殊	一眼が見えない者は他眼の視力が0.5以上	0.5以上	/		/		
	普通							
備考				矯正視力の場合には矯正視力の状態で測定する				